



小鳩スマート保育所 大森 利用のしおり

(兼 重要事項説明書)

令和7年度版 (令和7年10月1日施行)

小鳩スマート保育所 大森

Tel:03-6429-9357

Fax:03-6429-9358

<https://www.kobato.net/>

【小鳩グループ理念】

（社会福祉法人こばと / 株式会社チャイルド・ピース / 小鳩家庭保育室）

**豊かな心と健やかな体を育み、
生涯にわたる「生きる力」の基礎を培う**



【保育目標】

健やかな体と心をもつ子ども

健康な心と体の育ちを支え、
一人一人の良さを存分に
発揮する力を育てる。

感性豊かで、 思いやりのある子ども

愛情あふれるあたたかい環境と
安心できる人とのかかわりの中で、
豊かな感性を育む。

のびのびと自分を表し、 創り出す子ども

自分なりに考え、表現することを通して、
より良い未来を創り出す力の基礎を培う。

【保育方針】

子ども第一主義

子どものことを第一に考え、幸せを願います。

- 健康・安全のもと、情緒の安定した生活ができる環境を整え、
自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、
子どもが周囲の環境に興味・関心をもってかかわろうとする意欲を支えます。
- 個性を大切にし、一人一人の良さと可能性を引き出し、
自ら伸びようとする力を育てます。
- 家庭的な雰囲気の中で、あたたかい愛情をもって子どもに
寄り添い、興味と発達に応じた働きかけを行うことで、
人への信頼感と自己肯定感を育みます。

重要事項説明書

1 事業者

事業者の名称	株式会社チャイルド・ピース
代表者氏名	代表取締役 山本 育子
運営管理本部の所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目 8 番 23 号
運営管理本部の電話番号	048-714-5113
定款の目的に 定めた事業	① 保育園の運営及び経営 ② 保育及び育児に関するコンサルティング業務 ③ 書籍の出版及び販売 ④ 経営コンサルティング業務 ⑤ 不動産の管理及び賃貸業 ⑥ 学習塾、個別指導塾の運営及び経営 ⑦ 前各号に付帯関連する一切の事業

2 事業の目的

施設の目的	小鳩スマート保育所 大森（以下「当園」という。）は、保育を必要とする幼児を日々受け入れ、保育事業を行うこと、 また児童福祉法第 34 条の 15 に基づく小規模保育事業の運営、子ども・子育て支援法第 29 条に基づく特定地域型保育事業の実施を目的とします。
運営方針	1. 当園は、良質かつ適切な内容及び水準の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指します。 2. 当園は、当園を利用する子どもの意思及び人格を尊重して、常に園児の立場に立って保育を提供します。 3. 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、東京都、大田区、小学校、他の保育所、幼稚園等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 4. 当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、規則、その他関係法令を遵守し運営を行います。

3 提供する保育内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）に基づき、当園が定める「全体的な計画」に沿って保育を提供します。

4 保育所の概要

名称	小鳩スマート保育所 大森 (大田区小規模保育所)
所在地	東京都大田区山王三丁目1番7号 GS 大森ビル1階
小規模保育事業の類型	小規模保育事業 B型
認可年月日	平成27年4月1日(平成26年10月1日開園)
施設長氏名	門間 優香
電話・FAX 番号	電話 03-6429-9357 FAX 03-6429-9358
メールアドレス	
入園定員	19名(1歳 9名、2歳 10名)
延長保育定員	13名
一時保育定員	月極保育の定員に空きある場合のみ実施
職員数	6名(他、保育補助を必要数配置)
取り扱う保育事業の種類	月極保育、延長保育、一時預かり保育、障がい児保育 ※園の状況に応じてお受けできない場合がございます。
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を実施し、併せて保護者会の際に利用者の意見聴取を行い、サービス内容の向上に努めています。
職員への研修の実施状況	定期的に危機管理マニュアルに基づく危機管理対策、保育に関する勉強会を開催するとともに、自治体等が開催する外部研修会に積極的に参加させ、常に保育士のスキルアップについては保育サービスの質の向上を図ります。
嘱託医	井上 清文(井上小児科医院 院長・医師) 園児に対する入園前健康診断、及び定期健康診断 園児に対する健康相談 感染症その他疾病の予防又は対応に関する指導
委託歯科医	森 照朝(医療法人森和会 森歯科医院 院長・医師) 園児の定期歯科健康診断 園児の歯科健康相談 歯科関連の疾病の予防又は対応に関する指導
連携施設園 (当園卒園後の保育の提供)	大田区立山王保育園(大田区山王三丁目32番12号) このえ大森北保育園(大田区大森北四丁目9番7号) えがおの森保育園・おおもり駅前 (大田区大森北一丁目6番8号) アスク大森(大田区大森北一丁目10番14号) AIAI NURSERY 大森(東京都大田区山王一丁目26番4号)
連携施設園 (保育の内容についての連携)	大田区立入新井保育園(大田区中央二丁目16番17号) 大田区立山王保育園(大田区山王三丁目32番12号)

5 開園日・開園時間及び休園日

開園日	月曜日から土曜日まで
開園時間	午前 7 時 30 分 ～ 午後 7 時 30 分
保育時間	・ 保育標準時間認定 午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分までの範囲内 ・ 保育短時間認定 午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分までの範囲内
延長保育時間	・ 保育標準時間認定 午後 6 時 30 分 ～午後 7 時 30 分までの範囲内 ・ 保育短時間認定 午前 7 時 30 分～午前 8 時 30 分まで及び、 午後 4 時 30 分～午後 7 時 30 分までの範囲内
休園日	日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日まで）

6 施設の概要

建物	鉄骨造 5 階建ての 1 階 延べ面積 87.27 m ²		
施設の内容	保育室（1 歳児）	20.52 m ²	
	保育室（2 歳児）	29.7 m ²	
	調理室	5.16 m ²	
	便所（幼児用トイレ 2 個）	7.16 m ²	
設備の種類	冷暖房		
補償制度	傷害保険、賠償保険加入		
その他	屋外遊技場	なし	
	代替場所	新井宿第一児童公園（徒歩 2 分）	

7 職員体制(令和 7 年 4 月時点)

	常勤		非常勤	
	人数	常勤者の資格	人数	非常勤者の資格
施設長	1 名	保育士	—	
保育士	3 名	保育士	若干名	保育士
保育補助	1 名	資格なし (子育て支援員等)	若干名	資格なし (子育て支援員等)
調理員	1 名	調理師	—	—
事務員	※本部が兼任	—	—	—

8 保育の計画

	保育を行う上で大切にしていること
養護に関する事項	子どもたちの生命を保持し、その情緒の安定をはかるために、一人一人の子どもがその子らしさを発揮しながら心豊かに育つために、保育士等のきめ細やかな配慮の下での援助や関わりを大切にしていく。子どもの欲求、思いや願いを察知し、受容的・応答的に関わり、安心感や信頼感を育む。
1歳児の保育	子どもの生活の安定をはかりながら、自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かにかかわる。歩行の確立により、盛んになる探索活動が十分に行えるような環境を整え、応答的にかかわる。
2歳児の保育	全身運動、手指の運動の発達により、探索活動が盛んになるので、安全に留意して十分に活動ができるようにする。自我の順調な育ちにより、感情が揺れ動く時期であるため、一人一人の気持ちを受け止めさりげない援助をする。
保育環境の工夫	乳幼児は、生活の中で興味や欲求に基づいて自ら周囲の環境と関わるという直接的な体験を通して、心身が大きく育っていく。子どもたちがかかわりたくなる、身近な人や物、場面、機会を多様に構成し、子どもたちの健やかな育ちを支えていく。
健康支援	「保健・衛生マニュアル」を作成し、園児の発育、健康状態の把握、健康増進、感染症などの疾病への対応、衛生管理、安全管理について定めている。また、各園で「災害対応マニュアル」を作成し、管理本部と園が連携して不測の事態に対応できるようにしている。
食育活動	食育目標を「美味しく・楽しく」として、各園の実情に合わせて具体的な活動を「食育計画」に示している。
異年齢交流	「様々な年齢の子どもたちがともに生活する場」という保育園の環境を生かし、自然な形で年上、年下の子どもと交流することによって、多様な体験を得られる機会を作る。

9 毎日の保育の流れ

(1) 1 日（平日）の保育スケジュール（参考例）

	1・2 歳児
<u>7:30</u>	（開園）順次登園 あそび
<u>9:30</u>	補食 あそび
<u>10:30</u>	
<u>11:00</u>	昼食
<u>12:00</u>	午睡
<u>13:00</u>	
<u>15:00</u>	おやつ
<u>16:00</u>	あそび
<u>16:30</u>	順次降園
<u>18:30</u>	延長保育 補食
<u>19:30</u>	（閉園）

※ 1 日のプログラムはおおよその目安であり、子どもたちの成長に伴い変更があります。

※ 朝、夕の時間は異年齢児で交流のある保育を行っております。

(2) お散歩コース

近隣の新井宿第一児童公園などにお散歩に行きます。

10 昼食等について

昼食・おやつ	毎月、季節の行事を考慮の上、栄養バランスに配慮した献立を作成し、当園内の調理室にて、調理員が手作りをしています。献立例はコードモンをご覧ください。なお、前月末日までにコードモンにて、翌月の献立表を掲載します。 また、全員を対象に朝のおやつを、延長保育を利用するお子様を対象に夕方のおやつを提供します。
アレルギー等への対応	アレルギーをお持ちの方には「食物アレルギー疾患生活管理指導票（食物アレルギー・アナフィラキシー）」をお渡しします。医療機関を受診後、上記の書類をご提出ください。当園では、ご提出いただいた用紙に基づいてアレルギー対応を行います。また、定期的に面談を行っていきます。 園より次月の「アレルギー対応メニュー」を紙にて配布いたします。（また、末日までにコードモンにも掲載します。）使用する食材の中でアレルギーなど食べられないものがありましたら、必ず前月末日までに書面にて除去すべきメニューをお申し出ください。（例）卵・牛乳・そばなど なお、本申出がないメニューによりお子様にアレルギー症状が発症した場合は、当園では責任を負いかねますので、必ず保護者様にてご確認ください。 また、アレルギー除去を解除する場合は、「除去解除申請書」をご提出ください。
衛生管理等	営業届を大田区及び大田区保健所へ届出済みです。 （令和3年10月28日届出） 職員全員が、毎月細菌検査を実施。

11 入園時に必要な書類等

- | | |
|----------------|----------------------|
| ① 保育委託契約書及び同覚書 | ⑥ 支給認定証（写し） |
| ② 家庭の状況・生育歴 | ⑦ 健康診断書 |
| ③ 予防接種記録表 | ⑧ 食材チェック表（0・1歳児） |
| ④ 緊急時対応同意書 | ⑨ 個人情報の取得及び利用に関する同意書 |
| ⑤ 送迎者届出書 | ⑩ 日本スポーツ振興センター加入同意書 |

〔対象者のみ提出〕 生活管理指導票（食物アレルギーに関する内容等）

※対象者には別途ご説明いたします。

12 保育所と保護者の連絡について

- (1) 電話、連絡帳（コドモン）、ホワイトボードへの掲示、個別あるいは一斉のコドモンによる連絡・情報掲載など、情報内容に応じて、最も適した方法により緊密な連絡を行います。
- (2) お子様の状態・状況（健康状態、食事、排便、睡眠、あそび、人とのかかわりなど）を保育所とご家庭で相互に連絡するため、コドモンを活用します。できるだけ詳細にご記入ください。
- (3) 月に1回、園だより・クラスだより・ほけんだより・給食だよりをコドモンに掲載します。また月の行事や共通連絡事項なども併せてお知らせします。変更になる場合は別途お知らせいたします。

13 保護者の方にご用意いただくもの

別紙持ち物リスト参照

14 保護者会・クラス懇談会について

年に2回、開催予定です。保育所からは行事や出来事、運営委員会の内容等に関するについてお知らせし、また、保護者のご意見も頂く場としています。

15 運営委員会について

年に2回、開催予定です。保護者、外部委員（社会福祉事業について知識経験を有する方）及び事業者が様々な内容について意見を交換し、利用者の立場に立った良質な保育を行うために開催するものです。

16 健康診断等について

- (1) 健康診断、歯科検診について

全園児	年2回、嘱託医が健康診断、嘱託歯科医が歯科検診をします。結果については、コドモンの配信にてお知らせいたします。
-----	---

- (2) 身体測定

全園児	毎月身長・体重の測定を行います。結果については、コドモンの身体測定にてお知らせいたします。
-----	---

※その他、お子様の日頃の様子でご心配なことがありましたら園にご相談ください。

17 保育料について

- (1) 基本保育料（基本保育時間 午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分の保育料金／月額）
区が定める利用料（所得に応じた負担）
※上記料金は、昼食代及びおやつ代を含みます。
※住民税非課税世帯のお子様の保育料は無償です。
- (2) 延長保育料（基本保育時間を超えて事前の契約による保育サービスの利用料金／月額）
30 分ごとに 2,500 円
- (3) スポット(随時)延長保育料（基本保育時間を超えて事前の契約なしに行う保育サービスの利用料金）
30 分ごとに 200 円
- (4) 遅刻による超過保育料
30 分ごとに 300 円
※電車遅延の場合は、遅延証明書の提出を条件として原則超過保育料を求めません。
- (5) こばとサブスクリプション（おむつ・おしりふき・手口拭き・ベビーエプロン）
3,700 円（月額）
※おむつを必要とするお子様、且つご賛同いただいた場合

※上記のほか、活動内容によっては別途費用を頂く場合がございます。
※上記は全て消費税を含む金額です。

18 支払方法について

- (1) 基本保育料、延長保育料、こばとサブスクリプション
毎月 20 日に当月分を当園にお支払い（ご登録口座より自動引落）いただきます。
- (2) スポット(随時)延長保育料、遅刻による超過保育料
毎月 20 日に前月分を当園にお支払い（ご登録口座より自動引落）いただきます。
- (3) 諸雑費
必要に応じて適宜徴収する場合があります。

※お支払いいただいた保育料等は、理由の如何を問わずご返還いたしません。

※退園を希望される場合は、退園日の 1 か月前にお申し付けください。

※毎月の口座引落金額については、引落日以前にコドモンにて通知いたします。

※口座の残高不足等により、引き落とし処理ができなかった場合は、直ちに、当園指定の口座に保育料をお振込みいただきます。振込手数料は保護者をご負担ください。

19 一時預かり保育「テンポー」について

(1) 利用料金

- ① 保育料 1 時間当たり 500 円
- ② 食 費 保育時間に昼食（午後 0 時から午後 1 時）・おやつ（午後 3 時から午後 4 時）の時間が含まれる場合は、それぞれ下記料金を別途ご負担ください。
昼 食 500 円 おやつ 100 円
※離乳食が必要なお子様の場合は、離乳食をご持参いただきます。
- ③ その他 保育時間に午睡の時間（午後 1 時から午後 3 時）が含まれる場合は、布団のクリーニング代を別途ご負担ください。
リネン代 350 円

(2) 開園日

月極保育に準じます。

(3) 開園時間

午前 8 時 30 分～午後 5 時まで

(4) 支払方法

一時保育実施日の降園の際に、園にて現金でお支払いください。

※保育の必要性の認定を受けている方は、保育料の無償化の対象となる可能性がございますので、大田区にご確認ください。

(5) 利用方法

ご利用予定日の前日までにご予約ください。

予約内容に変更がある場合は、前日午後 4 時までにご連絡ください。

(6) 持ち物

月極保育に準じます。

(7) その他利用方法

月極保育に準じます。

（大田区在住のお子様、かつ当該年度の 4 月 1 日時点で 1 歳、2 歳のお子様だけに限りご利用いただけます。）

なお、一時保育は、保育定員に空きがある場合に限り実施いたします。

必ず予め当園までご確認ください。

20 小鳩スマート保育所 大森のご利用に際する留意点

欠席する場合 又は 登園の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、必ずその日の9時までにご連絡願います。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、原則として随時の延長保育扱いとなりますので、当日午後4時までにご連絡ください。
送り迎えについて	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。 お子様の登園及び降園は、事故防止のため、原則保護者のみがこれにあたってください。ただし、保護者にやむを得ない事情がある場合は、保護者より「送迎者届出書」によりお届けいただいた代理人（成人）に限って、これを行うことができます。 ※代理人による送迎時には、身分証を確認いたします。
契約する保育時間に変更 がある場合	契約保育時間の変更を希望される方は、前月末日までに文書（覚書へ変更内容をご記載・訂正印を押印いただいた上）にてご連絡ください。なお、月極延長保育料は、月に一度も延長保育のご利用がなかった場合でも、ご返金はいたしかねます。
スポット(随時)での延長 保育が必要な場合	原則として前日までにご連絡ください。ただし、やむを得ない場合は、遅くとも当日午後4時までにご連絡ください。
服装について	服や靴はお子様のサイズに合った物を使用してください。 特に、服は、正しい着脱を身につけるため、また運動に支障をきたさないために、体型に合ったものでかつ着脱が容易にできるものを着用してください。 また、靴は歩くときや走るときに脱げにくいものをご用意ください。
感染症について	医師により感染症と診断された場合は、感染拡大防止と子ども・職員の健康・安全の確保のため、ご自宅にてご療養ください。 なお、登園を再開する際には、保護者記入の「登園届（園様式）」の提出が必要となります。 ※対象となる感染症は、上記「登園届（園様式）」に記載しておりますのでご確認ください。 家族や同居者が感染症に罹患された場合もご報告ください。玄関や入り口での受け入れ、受け渡し対応とさせていただきます。

熱のある場合について	熱が 37.5 度以上ある場合は、原則お預かりできません。 お子様自身の体調回復、他のお子様への感染予防のため、登園はお控えください。無理をして登園すると具合が悪くなる場合があります。 万一、高熱の状態でご登園され、病気や事故が起きた場合につきましては、当園では責任を負いかねますのでご了承ください。 登園前にお子様の体調に懸念がある場合、保護者は、当園職員に対し、登園時に必ずご報告・ご相談ください。 (発熱、下痢、嘔吐、咳、発疹などの症状がみられる場合) 登園後、保育中に体調の変化がある場合、ご連絡いたしますので、早めにお迎えにお越しください。発熱に限らず、感染症の可能性がある場合や、発疹、嘔吐、下痢、食欲不振などの症状がある場合も同様に、早めのお迎えをお願いします。
与薬について	お子様に与薬の必要がある場合であっても、当園職員は原則としてお薬はお預かりできません。 医師の診断（指示）により、保育の必要上やむを得ない場合に限って、例外的にお薬をお預かりいたしますが、その場合、様式 1「与薬依頼書」「処方薬の説明書（コピー）」をご提出ください。 また、<u>必ずお薬にお子様のお名前、薬剤名、与薬を行う日付けをご記入いただき、1 回分の与薬分のみをお預けください。</u> 当園職員は、薬の分量分けはできません。複数回分のお薬をお持ちいただいても、与薬を行うことができませんのでご注意ください。 可能な限り保護者の方のご要望に沿って与薬を行いますが、園の運営状況や緊急対応等により、やむを得ずご希望どおりの時間・方法での与薬ができない場合がございます。 医師とご相談の上、できるだけご家庭のみの与薬になるようご調整ください。 また下記に該当するお子様は、別途お申し出ください。必要な様式をお渡しいたします。 ●慢性疾患で、頓服・頓用薬を必要とするお子様： 様式 2「緊急時（頓服・頓用） 与薬依頼書（慢性疾患用）」 ●熱性けいれんの既往で、頓用薬を必要とするお子様： 様式 3「頓用 与薬依頼書（熱性けいれん用）」

21 連携施設について

当園は、当園における保育終了後も継続的にお子様の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

連携施設①	大田区立保育園 大田区立山王保育園 (運営主体 ピジョンハーツ株式会社)
	所在地 大田区山王三丁目 32 番 12 号
	連絡先 03-3776-4154
連携施設②	東京都認可保育所 このえ大森北保育園 (運営主体 株式会社なないろ)
	所在地 大田区大森北四丁目 9 番 7 号
	連絡先 03-6459-6861
連携施設③	東京都認可保育所 えがおの森保育園・おおもり駅前 (運営主体 株式会社千趣会チャイルドケア)
	所在地 大田区大森北一丁目 6 番 8 号
	連絡先 03-3768-1001
連携施設④	東京都認可保育所 アスク大森保育園 (運営主体 株式会社日本保育サービス)
	所在地 大田区大森北一丁目 10 番 14 号
	連絡先 03-3766-2721
連携施設⑤	東京都認可保育所 AIAI NURSERY 大森 (運営主体 AIAI Child Care 株式会社)
	所在地 大田区山王一丁目 26 番 4 号
	連絡先 03-6410-7420
連携内容 (①~⑤)	当園卒園後の児童の受け入れに関すること ・当園の 2 歳児最大 10 名について、連携先施設の定める受入枠において、当園での保育の提供の終了に際し、保護者の希望に基づいて引き続き連携施設への入所が可能です。

※卒園後、連携施設である上記園へ入園を希望される場合の手続き等の詳細は、後日改めて説明いたします。

22 保険の加入状況について

三井住友海上火災 「施設所有（管理）者賠償責任保険」

賠償保険	1 回の事故につき 10 億円まで
------	-------------------

独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」

災害の種類	災害の範囲 及び 給付金額
負傷・疾病	その原因である事由が園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの ●医療費：療養に要する費用の額の 4/10 (但し、高額療養費の対象となるときは算定基準は異なる)
障害	園の管理下で生じた負傷、上欄の疾病が治癒した後に残ったもの ●障害見舞金 4,000 万～88 万円 (通園中の災害の場合 2,000 万円～44 万円)
死亡	園の管理下で生じた事件に起因するもの及び運動などの行為に起因する突然死 ●死亡見舞金 3,000 万 運動などの行為と関連のない突然死 ●死亡見舞金 1,500 万円 (通園中の場合も同額)

23 緊急時の対応方法について

- (1) 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡し、嘱託医又は主治医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、お子様の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

嘱託医	氏名	井上小児科医院 医師 井上 清文 院長
	所在地	東京都大田区山王三丁目 30 番 2 号
嘱託歯科医	氏名	森歯科医院 医師 森 照朝 院長
	所在地	東京都大田区大森北一丁目 11 番 18 号 大森ハウス 201
救急隊	管轄消防署名	大森消防署
	所在地	東京都大田区大森東一丁目 32 番 8 号
警察署	管轄警察署名	大森警察署
	所在地	東京都大田区大森中一丁目 1 番 16 号

24 非常災害時の対策について

- (1) 当園は、非常災害に備えて、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者等を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを職員に周知するとともに、毎月 1 回以上、避難訓練及び消火訓練等、その他必要な訓練を実施します。

消防計画作成 (変更)届出書	大森消防署 令和 7 年 5 月 9 日届出済 防火管理者 氏名 門間 優香
避難訓練	火災又は地震を想定した消防訓練及び不審者を想定した防犯訓練を実施します。
防災設備	非常警報設備、消火器、誘導灯設備、避難器具設置
避難場所等	避難場所 平和島地区 避難所・一時避難場所 馬込第二小学校

有事の際は、災害伝言ダイヤル「171」にて情報発信いたします。事前に「NTTの詳細ページ」にて使用方法をご確認ください。

- (2) 当園は、災害時や気象状況の悪化、公共交通機関の運休、感染症の蔓延時等により、大田区の指示により臨時休園になる可能性があります。

25 虐待防止のための措置に関する事項(当園の取組)

当園は、お子様の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施等の措置を講じます。

- (1) 当園の設置者及び職員は、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律第 5 条、第 6 条に基づき、児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- (3) 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために毎年、児童虐待防止に関する研修に職員を派遣し、受講させています。

26 保育内容に関する相談・苦情窓口について

(1) 小鳩スマート保育所 大森 相談・苦情担当

相談・苦情受付担当者	氏名 門間 優香	
	氏名 三森 公二	
相談・苦情解決責任者	氏名 山本 育子	
第三者委員	氏名 田中 克幸 (東京靖和綜合法律事務所 弁護士) 氏名 村野 仁 (防長法務・行政書士事務所 行政書士)	
受付方法	文書・お電話または直接 相談・苦情を受け付けます。	

(2) 当保育園以外に、区市町村の相談・苦情窓口があります。

区市町村担当部課名	大田区こども未来部保育サービス課 保育サービス基盤担当	
所在地	東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号	電話 03-5744-1727

27 利用の開始及び終了並びに利用にあたっての留意事項

- (1) 当園は、大田区が行った利用調整により当園の利用が決定され、かつ、保育の実施について大田区から保育の委託を受けたときは、これに応じます。
- (2) お子様が次のいずれかに該当する場合は、保育の提供を終了します。
 - ①当該園児に係る支給認定の効力が失われたとき
 - ②保護者から当園の利用について取消しの申し出があったとき
 - ③大田区が当該園児の利用継続について不可能であると認めたとき
 - ④その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

28 個人情報保護の取扱いについて

- (1) 当園では、利用申込手続、緊急連絡、お子様の健康管理、保育サービスの運営管理業務のため、個人情報を取得・利用します。
- (2) 取得した個人情報は、法令の定めによる場合その他正当な理由がある場合を除き、本人又は保護者の事前の承諾を得ることなく第三者に提供しません。

園児の持ち物について

1 持ち物リスト

持 ち 物	お預けいただく量の目安	お持ちいただく日	お持ち帰り日
着替え一式	2～3 組	汚れ物をお返しした分を随時	
ビニール袋またはエコバッグ(汚れ物入れ)	1 枚	毎日	毎日
スモック (※貸出)	1 着	適宜	適宜
タオルケット	1 枚	週初め	週末
カラー帽子 (※貸出)	1 枚	週初め	週末
避難靴(園保管用)	1 足	在園開始日	在園終了日

こばとサブスクプランを契約されていないご家庭は 下記を追加でお持ちください

持 ち 物	お預けいただく量の目安	お持ちいただく日	お持ち帰り日
紙おむつ ※ご記名ください	6～8 枚	毎日	—
食事用エプロン	2 枚	毎日	毎日
ハンカチまたはミニタオル	3 枚	毎日	毎日
おしりふき	1 個	適宜	適宜

※夏用・冬用スモック、帽子、お昼寝布団（敷布団）及びシーツは貸与いたします。

※感染症が疑われる嘔吐下痢、血液付着の汚れ物に関しては、園では洗わず、そのままお返しいたします。

2 持ち物へのお名前記入のお願い

持ち物すべてに、必ずお名前をご記入ください（記載場所はどちらでも構いません）。